

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 行政局
文 書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則	ページ
○北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………（総合政策部総務課）	72
○北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則……………（航空課）	73
○製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則……………（食品衛生課）	73
○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………（子ども政策企画課）	73
○北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則……………（道有林課）	74
○北海道下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則……………（都市環境課）	74
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………（住宅課）	74
告 示	
○指定公金事務取扱者の指定……………（税務課）	74
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………（循環型社会推進課）	74
○北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例に基づく制限対象事業実施制限区域の指定の一部改正……………（観光振興課）	75
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課）	75
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	75
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	75
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（漁業管理課）	76
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	76
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	76
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	76
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（維持管理防災課）	77
○道路の供用の開始……………（維持管理防災課）	77
○都市計画事業の事業計画の変更の認可……………（都市環境課）	77
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）……………	77
道企業管理規程	
○北海道公営企業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規	

程……………	80
道病院事業管理規程	
○北海道病院事業職員給与規程の一部を改正する規程……………	81
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（4件）……………	81
道人事委員会規則	
○個人情報の保護に関する法律の施行に関する北海道人事委員会規則の一部を改正する規則……………	83
○職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則……………	83
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………	83
○特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……………	84
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………	84
○北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………	84
○北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………	84
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………	85
○公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………	85
○北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則……………	85
道監査委員公表	
○令和6年度に係る随時監査（工事）の結果に対する措置状況の公表……………	85
道公安委員会規則	
○個人情報の保護に関する法律の施行に関する公安委員会規則の一部を改正する規則……………	86
道公安委員会告示	
○北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程……………	86
道警察本部告示	
○個人情報の保護に関する法律の施行に関する北海道警察本部規程の一部を改正する規程……………	86
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	87
道方面公安委員会告示	
○北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程……………	87

規 則

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第14号

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則
北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成25年北海道規則第67号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「2親等」を「3親等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第15号

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則
北海道空港条例施行規則（昭和50年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。
附則第4項中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第16号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則
製菓衛生師法施行細則（昭和42年北海道規則第45号）の一部を次のように改正する。
別記第1号様式中

「	受験番号	※	受付年月日	※	経 由 保 健 所	※	」
---	------	---	-------	---	--------------	---	---

を削り、

「	本 籍		現就業先	所在地 名 称	」
---	-----	--	------	------------	---

を

「	現就業先	所在地 名 称	」
---	------	------------	---

に改め、同様式の注意中(1)の事項を削り、(2)の事項を(1)の事項とし、(3)の事項を(2)の事項とする。

別記第2号様式中「本 籍」を削る。

別記第4号様式の2の事項の次に次の1事項を加える。

3 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者ではありません。

別記第4号様式（添付書類）中2の事項を削り、3の事項を2の事項とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の製菓衛生師法施行細則（以下「改正前の規則」という。）別記第2号様式による合格証書は、この規則による改正後の製菓衛生師法施行細則（以下「改正後の規則」という。）別記第2号様式による合格証書とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則別記第4号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則別記第4号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第17号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
児童福祉法施行細則（昭和32年北海道規則第128号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の3中	「被保険者証等の記号及び番号」	を	「医療保険各法による記号及び番号」	に改める。
------------	-----------------	---	-------------------	-------

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際に現にこの規則による改正前の児童福祉法施行細則別記第1号様式の3の規定に基づいて作成されている用紙がある場合には、この規則による改正後の児童福祉法施行細則別記第1号様式の3の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第18号

北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則

北海道有林野の産物売払規則（昭和36年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。

第39条中「年2.5パーセントの」を「財務規則第175条第1項に規定する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第19号

北海道下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

北海道下水道事業の財務に関する特例を定める規則（令和2年北海道規則第36号）の一部を次のように改正する。

第128条第2項中「健康保険の被保険者証」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第20号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表道公営住宅の部小樽市の項中「1,184」を「1,155」に改め、同部室蘭市の項中「581」を「519」に改め、同部苫小牧市の項中「869」を「889」に改め、同部函館市の項中「1,697」を「1,705」に改め、同部旭川市の項中「1,229」を「1,269」に改め、別表第1の2の表駐車場の部江別市の項中「1,358」を「1,378」に改め、同部小樽市の項中「958」を「919」に改め、同部室蘭市の項中「260」を「266」に改め、同部苫小牧市の項中「576」を「596」に改め、同部函館市の項中「1,505」を「1,529」に改め、同部旭川市の項中「607」を「647」に改める。

別表第4小樽市の部高島団地駐車場の項を削り、同部に次のように加える。

であえーる稲北団地駐車場	3,160円
--------------	--------

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告

示

北海道告示第163号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定した。

令和7年3月28日

北海道知事 鈴木直道

- 指定公金事務取扱者の名称
株式会社電算システム
- 指定公金事務取扱者の所在地
岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地
- 指定をした日
令和7年3月28日
- 委託をした日
令和7年3月13日

北海道告示第164号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和7年3月28日

北海道知事 鈴木直道

- 1 形質変更時要届出区域 山越郡長万部町字静狩241番5の一部（次の図のとおり）
- 2 特定有害物質の種類 シアン化合物並びに鉛及びその化合物
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第165号

平成30年北海道告示第241号（北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例に基づく制限対象事業実施制限区域の指定）の一部を次のとおり改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

北海道知事 鈴木直道

1の表旭川市の項中「旭川市立旭川第一小学校」、「旭川市立嵐山小学校」及び「旭川市立嵐山中学校」を削る。

同表芦別市の項中「芦別市立啓成中学校」を削る。

同表富良野市の項中「富良野市立布部小中学校」を削る。

同表登別市の項中「登別市立幌別東小学校」を削る。

同表ニセコ町の項中「北海道インターナショナルスクールニセコ校」の次に「KIUアカデミーニセコ校」を加える。

同表中富良野町の項中「中富良野町立旭中小学校 中富良野町立宇文小学校 中富良野町立西中小学校」を削る。

同表豊頃町の項中「豊頃町立豊頃中学校」を削る。

同表別海町の項中「別海町立中西別小学校」及び「別海町立中西別中学校」を削る。

2の表小樽市の項中「のうち低層専用住宅地区及び集合住宅地区」を削る。

北海道告示第166号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、空知川上流土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

令和7年3月28日

北海道知事 鈴木直道

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就 任	令和7.1.3	理 事	吉 田 幸 男	富良野市字山部東13線12番地
同	同	同	穴 戸 和 史	同 市字山部西17線10番地
同	同	同	宮 元 康 彰	同 市字山部西20線15番地
同	同	同	近 藤 信 一	同 市字山部東20線12番地
同	同	同	北 村 政 男	同 市字山部西23線12番地

同	同	同	川 原 一 洋	同 市字下五区
同	同	同	本 野 直 樹	同 市字中御料
同	同	同	本 谷 志雅子	同 市字中五区
同	同	同	鹿 野 博 史	空知郡南富良野町字金山796番地1
同	同	同	長谷川 義 勝	同 郡南富良野町字下金山1576番地
同	同	監 事	宇 治 和 成	富良野市字下五区
同	同	同	中 山 貴 宏	同 市字山部西19線19番地
退 任	令和7.1.2	理 事	吉 田 幸 男	同 市字山部東13線12番地
同	同	同	穴 戸 和 史	同 市字山部西17線10番地
同	同	同	宮 元 康 彰	同 市字山部西20線15番地
同	同	同	近 藤 信 一	同 市字山部東20線12番地
同	同	同	榎 本 篤	同 市字山部西24線9番地
同	同	同	後 藤 治 俊	同 市字下五区
同	同	同	福 永 伸 二	同 市字中御料
同	同	同	鹿 野 博 史	空知郡南富良野町字金山796番地1
同	同	同	長谷川 義 勝	同 郡南富良野町字下金山1576番地
同	同	監 事	宇 治 和 成	富良野市字下五区
同	同	同	大 島 正	同 市字山部東14線12番地

北海道告示第167号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和7年3月19日、富良野土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年3月28日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第168号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（天の川地区（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道檜山振興局のウェブサイトにおいて、令和7年3月31日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年3月28日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示169号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和7年3月28日

北海道知事 鈴木直道

- 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
 - A重油（JIS 1種1号）（1リットル当たりの単価） 631,000リットル
 - 軽油（JIS 2号）（1リットル当たりの単価） 577,000リットル
 - 潤滑油
 - シェルアーギナS-2/40又は同等品（1リットル当たりの単価） 14,000リットル
 - シェルガデニヤS-3/40又は同等品（1リットル当たりの単価） 14,500リットル
- 落札を決定した日
令和7年3月18日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名 河辺石油株式会社
 - 住所 小樽市稲穂2丁目19番8号
- 落札金額
 - 1の(1) 126.5円
 - 1の(2) 140.4円
 - 1の(3)のA 600.0円
 - 1の(3)のイ 580.0円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
令和7年1月28日付け北海道告示第42号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - 名称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
 - 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第170号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和7年3月28日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林の所在場所 函館市川汲町2085（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第171号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和7年3月28日

北海道知事 鈴木直道

- 解除予定保安林の所在場所 茅部郡森町字赤井川330の5から330の8まで、331の2、339の8
- 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第172号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和7年3月28日

北海道知事 鈴木直道

- 解除予定保安林の所在場所 広尾郡広尾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び広尾町役場に備

え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

北海道知事 鈴木直道

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 然別余市線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
余市郡仁木町砦の川310番1地先から 同郡仁木町砦の川317番1地先まで	前	12.77mから 27.28mまで	78.63m	—
	後	19.80mから 27.28mまで	78.63m	—

北海道告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

北海道知事 鈴木直道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 旭川多度志線	深川市湯内1267番地先から 同市湯内1355番1地先まで	告示の日

北海道告示第175号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和7年3月28日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 施行者の名称 帯広市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 帯広圏都市計画道路事業（3・4・39号18条通）

- (3) 事業施行期間 令和2年2月21日から令和11年3月31日まで
- (4) 事業地（収用の部分） 変更なし
- 2(1) 施行者の名称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・3・83号山本通）
- (3) 事業施行期間 平成26年4月15日から令和8年3月31日まで
- (4) 事業地（収用の部分） 変更なし
- 3(1) 施行者の名称 北斗市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 函館圏都市計画道路事業（3・4・205号上磯田園通）
- (3) 事業施行期間 平成30年7月31日から令和12年3月31日まで
- (4) 事業地（収用の部分） 変更なし
- 4(1) 施行者の名称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・3・7号西7丁目通）
- (3) 事業施行期間 平成12年8月25日から令和8年3月31日まで
- (4) 事業地（収用の部分） 変更なし
- 5(1) 施行者の名称 伊達市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 室蘭圏都市計画道路事業（3・4・101号南大通及び3・4・103号停車場通）
- (3) 事業施行期間 令和2年3月13日から令和10年3月31日まで
- (4) 事業地（収用の部分） 変更なし
- 6(1) 施行者の名称 函館市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 函館圏都市計画道路事業（3・4・66号日吉中央通及び8・5・1号緑園通）
- (3) 事業施行期間 平成30年9月28日から令和10年3月31日まで
- (4) 事業地（収用の部分） 変更なし

総合振興局告示及び振興局告示

北海道十勝総合振興局告示第1007号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和7年3月28日

北海道十勝総合振興局長 野口正浩

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 入札番号1 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価）1台分（建設管理部建設指導課）

イ 入札番号2 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価）1台分（産業振興部林務課）

ウ 入札番号3 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価）1台分（北海道立帯広高等技術専門学院）

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間

ア (1) の ア 令和7年9月1日から令和12年8月21日まで

イ (1)のイ及びウ 令和7年10月1日から令和12年9月20日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和7年3月28日（金）から同年5月2日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時

（最終日は午後2時）まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地
北海道十勝総合振興局総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道十勝総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目1番地 十勝合同庁舎4階C会議室
（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝総合振興局総務課）

(2) 入札日時 令和7年5月9日（金）午前11時（送付による場合は、同月8日（木）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) ア 名称及び数量 乗用自動車 12台

イ 予定時期 令和7年8月頃

(2) ア 名称及び数量 乗用自動車 6台

イ 予定時期 令和8年2月頃

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道十勝総合振興局のホームページ（<https://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/kki/kaikai/nyusatu-info.html>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。(落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。)

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

なお、再度の入札に付し落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約によることとし、入札参加者のうち入札金額が最低である者から見積書を徴する。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道十勝総合振興局総務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地
- (3) 電 話 番 号 0155-27-8508

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Lease of Car No.1 1 set
- b Lease of Car No.2 1 set
- c Lease of Car No.3 1 set

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., May 9, 2025

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., May 8, 2025)

C Contact : Administrative Division, Tokachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Higashi 3-jo Minami 3-chome 1, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan
Phone : 0155-27-8508

北海道十勝総合振興局告示第1008号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和7年3月28日

北海道十勝総合振興局長 野 口 正 浩

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 入札番号1 貨物兼乗用自動車(農業改良普及センター南部支所)1台(交換契約により貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。)

イ 入札番号2 貨物兼乗用軽自動車(農業改良普及センター本所ほか)3台(交換契約により貨物兼乗用自動車3台を契約の相手方に供し、貨物兼乗用軽自動車3台を契約の相手方から調達する。)

ウ 入札番号3 貨物兼乗用自動車(産業振興部調整課ほか)3台(交換契約により貨物兼乗用自動車3台を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車3台を契約の相手方から調達する。)

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

(3) 納 入 期 限

ア (1)のア 令和7年9月30日(火)

イ (1)のイ 令和7年9月10日(水)

ウ (1)のウ 令和7年9月10日(水)

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和7年3月28日(金)から同年5月2日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178

号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時(最終日は午後2時)まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝総合振興局総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道十勝総合振興局総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目1番地 十勝合同庁舎4階C会議室 (送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝総合振興局総務課) (2) 入札日時 令和7年5月9日(金)午前10時(送付による場合は、同月8日(木)午後5時までに必着) (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期 (1) ア 名称及び数量 乗用自動車 12台 イ 予定時期 令和7年8月頃 (2) ア 名称及び数量 乗用自動車 6台 イ 予定時期 令和8年2月頃 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道十勝総合振興局のホームページ(https://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/kki/kaikei/nyusatu-	info.html)においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(2)による。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名称 北海道十勝総合振興局総務課 (2) 所在地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地 (3) 電話番号 0155-27-8508 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Exchange of Car No.1 1set b Exchange of Car No.2 3sets c Exchange of Car No.3 3sets B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., May 9, 2025 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., May 8, 2025) C Contact : Administrative Division, Tokachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Higashi 3-jo Minami 3-chome 1, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan Phone : 0155-27-8508
	道 企 業 管 理 規 程 北海道公営企業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和7年3月28日 北海道公営企業管理者 天 沼 宇 雄 北海道企業管理規程第1号 北海道公営企業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程 北海道公営企業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程(平成6年北海道企業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。 第1条中「北海道個人情報保護条例(平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。)」

を「個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年北海道条例第33号）」に改める。 第２条中「知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成６年北海道規則第97号）」を「個人情報の保護に関する法律施行細則（令和５年北海道規則第26号）」に改める。 附 則 この規程は、令和７年４月１日から施行する。	次のとおり一般競争入札により相手方を決定した。 令和７年３月28日 北海道教育庁石狩教育局長 田 中 賢 一 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（１月当たりの単価及び１枚当たりの単価）Ａ地区 13台及び１月当たり 157,360枚 (2) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（１月当たりの単価及び１枚当たりの単価）Ｂ地区 15台及び１月当たり 167,906枚 2 落札を決定した日 令和７年３月７日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社玉柳 (2) 住 所 小樽市入船３丁目16番18号 4 落札金額 (1) １の(1) 基本料金 0円 1枚当たりの複写料金 1.36円 (2) １の(2) 基本料金 0円 1枚当たりの複写料金 1.36円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和７年１月24日付け北海道教育庁石狩教育局告示第38号 7 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 札幌市中央区北３条西７丁目
道 病 院 事 業 管 理 規 程	
北海道病院事業職員給与規程の一部を改正する規程をここに公布する。 令和７年３月28日 北海道病院事業管理者 鈴 木 信 寛 北海道病院事業管理規程第２号 北海道病院事業職員給与規程の一部を改正する規程 北海道病院事業職員給与規程（平成29年病院事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。 第７条第１項中「第13条の２まで」を「第13条の３まで」に改め、同項に次の１号を加える。 (13) 診療看護業務手当 第13条の２第３項中「道職員特殊勤務条例」を「道職員特殊勤務手当条例」に改め、同条の次に次の１条を加える。 （診療看護業務手当） 第13条の３ 診療看護業務手当は、江差病院及び羽幌病院に勤務する保健師、助産師及び看護師が本務として管理者が定める特定行為（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の２第２項第１号に規定する特定行為をいう。）及び看護業務に従事したときに支給する。 ２ 診療看護業務手当は、月額とし、１月につき６万円とする。 ３ 診療看護業務手当の支給方法については、前条第３項の規定を準用する。 第17条中「及び救急看護業務手当」を「、救急看護業務手当及び診療看護業務手当」に改める。 附 則 この規程は、令和７年４月１日から施行する。	北海道教育庁胆振教育局告示第30号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和７年３月28日 北海道教育庁胆振教育局長 高 橋 宏 明 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 (1) Ａ重油（伊達・虻田地区）（１リットル当たりの単価） 224,000リットル (2) Ａ重油（室蘭Ａ地区）（１リットル当たりの単価） 284,000リットル
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁石狩教育局告示第79号	

(3) A重油（室蘭B・登別地区）（1リットル当たりの単価） 168,000リットル (4) A重油（苫小牧A・白老地区）（1リットル当たりの単価） 81,000リットル (5) A重油（苫小牧B地区）（1リットル当たりの単価） 190,000リットル (6) A重油（安平・厚真地区）（1リットル当たりの単価） 45,000リットル (7) A重油（むかわ地区）（1リットル当たりの単価） 49,000リットル 2 落札を決定した日 令和7年3月17日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1)、(2)及び(3) ア 氏 名 北海道エナジティック株式会社 イ 住 所 札幌市白石区東札幌3条1丁目1番18号 (2) 1の(4) ア 氏 名 株式会社たいせい イ 住 所 苫小牧市字錦岡80番地16 (3) 1の(5)及び(6) ア 氏 名 カメイ株式会社 イ 住 所 宮城県仙台市青葉区国分町3丁目1番18 (4) 1の(7) ア 氏 名 北海道エネルギー株式会社 イ 住 所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地 4 落札金額 (1) 1の(1) 92円20銭 (2) 1の(2) 91円90銭 (3) 1の(3) 91円90銭 (4) 1の(4) 94円80銭 (5) 1の(5) 92円50銭 (6) 1の(6) 92円90銭 (7) 1の(7) 103円70銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和7年2月4日付け北海道教育庁胆振教育局告示第6号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室	(2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁日高教育局告示第24号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和7年3月28日 北海道教育庁日高教育局長 行 徳 義 朗 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 (1) A重油（浦河町地区）（1リットル当たりの単価） 45,000リットル (2) A重油（新ひだか町地区）（1リットル当たりの単価） 85,300リットル (3) A重油（日高町地区）（1リットル当たりの単価） 34,700リットル (4) A重油（平取町地区）（1リットル当たりの単価） 146,100リットル 2 落札を決定した日 令和7年3月7日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1) ア 氏 名 株式会社サトウ商会 イ 住 所 浦河郡浦河町字白泉49番地 (2) 1の(2) ア 氏 名 株式会社三輪電気商会 イ 住 所 日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目1番75号 (3) 1の(3) ア 氏 名 室蘭石油株式会社 イ 住 所 室蘭市中央町4丁目2番2号 (4) 1の(4) ア 氏 名 静内石油株式会社 イ 住 所 日高郡新ひだか町静内吉野町1丁目1番41号 4 落札金額 (1) 1の(1) 124円30銭 (2) 1の(2) 123円64銭 (3) 1の(3) 126円50銭 (4) 1の(4) 123円20銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和7年1月24日付け北海道教育庁日高教育局告示第2号
---	--

7 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道教育庁渡島教育局告示第34号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 令和7年3月28日 北海道教育庁渡島教育局長 山下 幹 雄 1 随意契約に係る物品等の名称及び調達予定数量 A重油（1リットル当たりの単価） 840,500リットル 2 随意契約の相手方を決定した日 令和7年3月11日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 北日本石油株式会社 (2) 住 所 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28番5号 4 随意契約に係る契約金額 137円50銭 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局実習船管理室 (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号	則2－63)の一部を次のように改正する。 別記第3号様式、別記第13号様式及び別記第20号様式中「☐健康保険被保険者証」を削る。 附 則 この規則は、令和7年4月1日から施行する。 職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年3月28日 北海道人事委員会委員長 織 田 亨 北海道人事委員会規則6－61 職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則 職員の定年等に関する規則（北海道人事委員会規則6－11）の一部を次のように改正する。 第9条第1号中「研究部長、学芸主幹」を「事業部長、展示・資料課長、研究交流課長及び教育・広報課長」に改める。 附 則 この規則は、令和7年4月1日から施行する。 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年3月28日 北海道人事委員会委員長 織 田 亨 北海道人事委員会規則7－1472 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7－267）の一部を次のように改正する。 別表第1アの表総合振興局及び振興局の項中「空港管理事務所長」を「空港管理事務所長 中標津空港管理事務所次長」に、 「建設管理部出張所事業所長 空港管理事務所次長」を「空港管理事務所次長（中標津空港管理事務所次長を除く。）」に改め、同表北海道博物館の項中「研究部長」を「事業部長」に、 「学芸主幹 研究主幹」を「課長」に改め、同表漁業研修所の項中 「<table><tr><td>所長</td><td>1種</td></tr><tr><td>副所長</td><td>3種</td></tr><tr><td>課長</td><td>5種</td></tr></table>」を	所長	1種	副所長	3種	課長	5種
所長	1種						
副所長	3種						
課長	5種						

所長	1 種
課長	5 種

に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則 7－1473

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則（北海道人事委員会規則 7－357）の一部を次のように改正する。

別表イの表札幌の項中

蘭越町港町	倶知安警察署港駐在所		
喜茂別町字鈴川	倶知安警察署鈴川駐在所		

を

蘭越町港町	倶知安警察署港駐在所		
-------	------------	--	--

に改め

る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則 7－1474

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則 7－405）の一部を次のように改正する。

別表第 1 アの表 5 級の部総合振興局及び振興局の項中「、建設管理部出張所事業所長又は建設管理部空港管理事務所次長」を「又は建設管理部空港管理事務所次長（6 級の項に掲げる職務を除く。）」に改め、同表 6 級の部総合振興局及び振興局の項中「建設管理部空港管理事務所長」の次に「、中標津空港管理事務所次長」を加え、同表 7 級の部部に属する出先機関の項中「、漁業研修所副所長」を削り、同部警察学校の項中「課長」を「部次長、課長」

に改める。

別表第 1 カの表 3 級の部部に属する出先機関の項中「又は北海道博物館研究主査」を「、北海道博物館学芸主査又は北海道博物館研究主査」に改め、同表 4 級の部中

知事	部に属する出先機関	北海道博物館研究主幹の職務
教育委員会	本庁	学芸主幹の職務
	所管機関	近代美術館学芸統括官又は教育研究所研究主幹の職務

を

教育委員会	本庁	学芸主幹の職務
	所管機関	近代美術館学芸統括官又は教育研究所研究主幹の職務

に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則 13－114

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則 13－42）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 3 中「第 6 条の 2 の 2 第 4 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 3 項」に改める。

第 11 条第 1 項第 15 号中「子の看護休暇」を「子育て支援休暇」に、「看護（）」を「看護等（）」に、「又は」を「、」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事委員会が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事その他人事委員会が定めるものに参加する」に改め、「（その子が中学校就学の始期に達している場合にあっては、医師の指示があるときに限る。）」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則13－115

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－43）の一部を次のように改正する。

第5条の3中「第6条の2の2第4項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

第11条第1項第15号中「子の看護休暇」を「子育て支援休暇」に、「看護（）」を「看護等（）」に、「又は」を「、」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事委員会が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事その他人事委員会が定めるものに参加する」に改め、「（その子が中学校就学の始期に達している場合にあっては、医師の指示があるときに限る。）」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則14－86

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14－1）の一部を次のように改正する。

別表議会議務局の項中「秘書室の主査」を「秘書係長」に改め、同表知事部局の部本庁の項中「イノベーション推進監 職員監 危機管理監」を「職員監 危機管理監 イノベーション推進監」に、「次世代社会戦略監 地域振興監」を「地域振興監」に、「ゼロカーボン推進監」を「ゼロカーボン推進監 次世代社会戦略監」に、「改革推進課」を「行政マネジメント推進課」に改め、同部総合振興局の項中「社会福祉課主幹」を「社会福祉課の主幹及び課室長」に、「建設管理部の出張所長及び事業所長 建設管理部出張所の次長」を「建設管理部出張所の所長、次長」に改め、同部北海道博物館の項中「担当副館長 部長」を「部長」に、「主幹 学芸主幹 研究主幹」を「副センター長 課長」に改め、同部漁業研修所の項中「所長 副所長」を「所長」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則16－44

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則16－1）の一部を次のように改正する。

別表第1中7の項を次のように改める。

7 公益社団法人北海道観光機構

別表第1中11の項から13の項までを削り、14の項を11の項とし、15の項を12の項とし、16の項を13の項とし、同項の次に次の1項を加える。

14 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構

別表第1中17の項を15の項とし、18の項から23の項までを2項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行し、この規則による改正後の公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則別表第1の7の項の規定は、令和6年6月24日から適用する。

北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則23－12

北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の退職管理に関する規則（北海道人事委員会規則23－0）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項中「イノベーション推進監 職員監 危機管理監」を「職員監 危機管理監 イノベーション推進監」に、「次世代社会戦略監 地域振興監」を「地域振興監」に、「ゼロカーボン推進監」を「ゼロカーボン推進監 次世代社会戦略監」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

道 監 査 委 員 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により実施した令和6年度に

係る随時監査（工事）の結果に基づき講じた措置について、同条第14項の規定により、知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。 なお、「次のとおり」については、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部行政局文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供するほか、北海道監査委員事務局のホームページ（URL https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kj/skk/）から閲覧することができる。 令和7年3月28日 北海道監査委員 中 野 秀 敏 北海道監査委員 沖 田 清 志 北海道監査委員 深 瀬 聡 北海道監査委員 佐 藤 則 子	に改める。 附 則 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
道 公 安 委 員 会 規 則	道 公 安 委 員 会 告 示
個人情報の保護に関する法律の施行に関する公安委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年3月28日 北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一 北海道公安委員会規則第7号 個人情報の保護に関する法律の施行に関する公安委員会規則の一部を改正する規則 個人情報の保護に関する法律の施行に関する公安委員会規則（令和5年北海道公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。 別記第3号様式、別記第16号様式及び別記第23号様式中	北海道公安委員会告示第65号 北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和7年3月28日 北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一 北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程 北海道公安委員会公印規程（昭和54年北海道公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。 第4条中「公印台帳（別記様式）に」を削る。 別記様式を削る。 附 則 （施行期日） 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この規程の施行の日前にこの規程による改正前の北海道公安委員会公印規程の規定により保管し、又は保存している文書の取扱いについては、なお従前の例による。
を 「 (2) 請求者本人確認書類 ☐運転免許証 ☐健康保険被保険者証 ☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載があるもの） ☐その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、住民票の写し等も添付してください。」 を 「 (2) 請求者本人確認書類 ☐運転免許証 ☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載があるもの） ☐その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、住民票の写し等も添付してください。」	道 警 察 本 部 告 示 北海道警察本部告示第179号 個人情報の保護に関する法律の施行に関する北海道警察本部規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和7年3月28日 北海道警察本部長 伊 藤 泰 充 個人情報の保護に関する法律の施行に関する北海道警察本部規程の一部を改正する規程 個人情報の保護に関する法律の施行に関する北海道警察本部規程（令和5年北海道警察本部告示第190号）の一部を次のように改正する。 別記第3号様式、別記第16号様式及び別記第23号様式中

(2) 請求者本人確認書類

☐運転免許証

☐健康保険被保険者証

☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載があるもの）

☐その他（）

※ 請求書を送付して請求する場合には、住民票の写し等も添付してください。

を

(2) 請求者本人確認書類

☐運転免許証

☐健康保険被保険者証

☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載があるもの）

☐その他（）

※ 請求書を送付して請求する場合には、住民票の写し等も添付してください。

に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

北海道警察本部告示第180号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和7年3月28日

北海道警察本部長 伊 藤 泰 充

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
- (1) 自動車ガソリン（J I S 1号）（1リットル当たりの単価）

109,000リットル

(2) 自動車ガソリン（J I S 2号）（1リットル当たりの単価）

597,000リットル

(3) 軽油（J I S 各号）（1リットル当たりの単価）

95,000リットル

(4) ガソリンエンジン用オイル（S N級以上のマルチグレードタイプ）（1リットル当たりの単価）

3,200リットル

(5) ディーゼルエンジン用オイル（C F級以上のマルチグレードタイプ）（1リットル当たりの単価）

900リットル
- 2 落札者を決定した日
- 令和7年3月10日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名

北海道エネルギー株式会社
- (2) 住 所

札幌市中央区北1条東3丁目3番地
- 4 落札金額
- (1) 1の(1)

191円

- (2) 1の(2)

179円
- (3) 1の(3)

166円
- (4) 1の(4)

1,600円
- (5) 1の(5)

1,400円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和7年1月21日付け北海道警察本部告示第16号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称

北海道警察本部総務部装備課

(2) 所在地

札幌市中央区北2条西7丁目

道 方 面 公 安 委 員 会 告 示

北海道函館方面公安委員会告示第19号

北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

北海道函館方面公安委員会委員長 齋 藤 利 仁

北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道函館方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道函館方面公安委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

第4条中「公印台帳（別記様式）に」を削る。

別表中	専 用 公 印	北海道函館方面公安委員会印	北海道函館方面公安委員会	てん書	方 4.5	を
			北海道函館方面公安委員会	てん書	方 12	
	専 用	北海道函館方面公安委員会	北海道函館方面公安委員会	てん書	方 4.5	に改める。
			北海道函館方面公安委員会			

公	印	<table><tr><td>北</td><td>海</td><td>道</td></tr><tr><td>函</td><td>館</td><td>方</td></tr><tr><td>公</td><td>安</td><td>委</td></tr><tr><td>員</td><td>会</td><td>印</td></tr></table>	北	海	道	函	館	方	公	安	委	員	会	印	てん書	方 12
北	海		道													
函	館	方														
公	安	委														
員	会	印														
印																

別記様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前にこの規程による改正前の北海道函館方面公安委員会公印規程の規定により保管し、又は保存している文書の取扱いについては、なお従前の例による。
-